

高等学校等教育改革に係る伴走支援業務委託
プロポーザル実施要領

令和8年10月

鹿児島県教育委員会高校教育課

1 趣旨

この要領は、「高等学校等教育改革に係る伴走支援業務委託」（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の内容

(1) 業務名

高等学校等教育改革に係る伴走支援業務委託

(2) 業務目的

国の「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」で採択された、改革先導拠点校（以下、「拠点校」という。）の取組に係る進捗管理やコスト管理などのマネジメントを行うとともに、県内への効果的な成果普及や高等学校等教育改革を推進することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「高等学校等教育改革に係る伴走支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期限

令和11年3月31日

(5) 契約上限金額

54,990,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 本業務の内容の実施に係る全ての費用を含む。

(6) 支払条件等

業務委託料の支払いについては、令和8年度に前金払、令和9年度に部分払、令和10年度に精算払を行うことを想定している。

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定に該当しない者であること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者であること。

- (7) 本業務の実施に関するノウハウを有し、かつ本業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (8) 鹿児島県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 複数の事業者等により構成される共同企業体を構成する場合は、構成員全てが上記に掲げる要件を全て満たしていること。その場合、参加申込書提出時までに共同企業体を構成し、代表者を決め、共同企業体の結成に関する届出書を作成し提出すること。なお、代表者は、本業務の履行に係る全ての責任を負う。また、共同企業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

5 スケジュール

- | | |
|---------------------------|------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年10月13日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年10月21日（水）17時 |
| (3) 質問回答 | 令和8年10月26日（月）頃 |
| (4) 参加申込書等の提出期限 | 令和8年11月2日（月）正午 |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和8年11月10日（火）頃 |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年11月16日（月）17時 |
| (7) 一次審査 | 令和8年11月下旬 |
| (8) 一次審査の結果通知 | 令和8年11月下旬 |
| (9) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） | 令和8年12月上旬 |
| (10) 二次審査の結果通知 | 令和8年12月中旬 |
| (11) 契約締結 | 令和8年12月下旬 |

6 プロポーザルの手続等

- (1) 仕様書の参考資料の配布

本業務への参加意向がある希望者へ配布する。希望者は、担当部署宛てに、件名を「【高校教育改革・伴走支援業務】参考資料送付依頼」として、令和8年11月2日（月）正午までに電子メールを送付すること。（電話で着信確認を行うこと。）

(2) 質問受付及び回答

ア 質問方法：本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式 1）により、担当部署宛てに、件名を「【高校教育改革・伴走支援業務】質問票」として、令和 8 年 10 月 21 日（水）17 時までに電子メールで提出すること。（電話で着信確認を行うこと。）

イ 回答：質問に関する回答は、令和 8 年 10 月 26 日（月）頃に、質問事項と回答事項を合わせて、原則、質問票の提出があった全者に電子メールで回答する。

(3) 参加申込書等の提出

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式 2）
- ② 参加資格確認申請書（様式 3）
- ③ 暴力団排除措置に係る誓約書及び役員等名簿（様式 3（別紙））
- ④ 事業者概要書（様式 4）
- ⑤ 共同企業体届出書兼委任状（様式 5（共同企業体で参加する場合のみ。））
- ⑥ 共同企業体協定書（任意様式（共同企業体で参加する場合のみ。））

※ 本県の入札参加資格者登録名簿等に登載されている者は、上記「③暴力団排除措置に係る誓約書及び役員等名簿」の提出を省略することができる。

※ 共同企業体で参加する場合、上記②～④は、全ての構成員に係るものをそれぞれ作成し、代表構成員がとりまとめて提出すること。

イ 提出方法

担当部署宛てに、令和 8 年 11 月 2 日（月）正午までに持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

※ 参加申込書を受け付けたプロポーザル参加者には、メールで「受付番号」を通知する。なお、提出日の 3 日後（県の休日を除く。）までに通知がない場合は、担当部署に電話で確認を行うこと。

※ 参加申込書を提出した者に対して、令和 8 年 11 月 10 日（火）頃に参加資格の確認結果を書面で通知する。

※ 参加資格に適合した者に限り、企画提案書を提出することができる。

7 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書（下記イ・ウ参照）
- ② 見積書

※ 見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成すること。（積算内訳も明示すること。）

イ 企画提案書の作成方法

- ① 企画提案書は1者1提案とすること。
- ② 用紙はA4判縦（片面）、横書きとし、10枚以内とする。ただし、図表等を用いる場合には、必要に応じてA4判横又はA3判での作成も可とする。
- ③ 文書を補完するための写真、イラストなどの使用は可とする。
- ④ 文字の大きさは11ポイント以上（図表内は10ポイント以上）とする。
- ⑤ 表題を付け、ページ番号を付けること。
- ⑥ 企画提案書の内容については、他からの無断転用を禁止する。

ウ 企画提案書の記載内容

- ① 事務所名等の表示など企画提案者が特定できる表現は不可とする。
- ② 全ての用紙の右上に、参加申込書提出時に、担当部署から通知される「受付番号」を表示すること。

（表示方法（例））

受付番号	13
------	----

- ③ 別紙「審査基準」の審査項目及び提案内容に対応するよう、分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。また、提案に当たっては、仕様書に記載の拠点校の取組を前提に提案を行うこと。

また、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

エ 提出方法

電子データ（PDF形式）で、データの名称を「『受付番号』【高校教育改革・伴走支援業務】企画提案書」として、参加資格確認結果通知で連絡するURLリンクからデータをアップロードすること。（アップロード後、電話で到達確認を行うこと。）

（ファイル名（例））

「13【高校教育改革・伴走支援業務】企画提案書」

8 審査方法

- (1) 企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために設置する審査会において行うものとする。
- (2) 本プロポーザルの審査は、一次審査及び二次審査の2段階とし、審査方法は次のとおりとする。

ア 一次審査

（ア）一次審査の方法

企画提案者が6者以上の場合、審査会において別紙「審査基準」により書類選考を行い、5者を目安として、一次審査通過者を選定する。審査及びその内容は非公開とする。

なお、企画提案者が5者以下の場合、一次審査は実施しない。

企画提案者に対しては、一次審査の実施有無を連絡する。

(イ) 一次審査通過者の選定

一次審査の結果は、令和8年11月下旬に電子メールで通知する。一次審査通過者に限り、二次審査に参加することができる。

イ 二次審査

(ア) 二次審査の方法

企画提案者又は一次審査通過者がプレゼンテーションを行い、その後審査会においてヒアリングを行い、別紙「審査基準」により、総合的に評価して得られた総合評価点数が最も高い業者を最優秀提案者、次に高い業者を次点提案者として選定する。審査及びその内容は非公開とする。

なお、企画提案者が1者の場合も審査を行うものとする。開催日時等の詳細は後日通知する。

(イ) プレゼンテーションの実施方法

- ・ プレゼンテーションは20分程度、ヒアリングは10分程度を予定する。
なお、企画提案者数により変更となる可能性がある。
- ・ プレゼンテーション及び審査会によるヒアリングへの参加人数は、機器操作者を含め4名までとする。
- ・ オンラインによる参加、ハイブリッド形式による参加も可とする。（方法等は別途連絡する。）
- ・ プレゼンテーションを行う順番は、原則として企画提案書等の受付順とする。
- ・ 企画提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・ 指定時間に遅れた場合は、審査会への参加を認めない。
- ・ 審査会当日、新たに説明資料を追加することはできない。
- ・ 担当部署で、大型ディスプレイとHDMIケーブル、オンライン参加者と会場を接続するパソコン、マイク・カメラ・スピーカーを用意する。なお、現地での参加・ハイブリッド形式による参加を行う場合は、企画提案書の投影を行うパソコンは企画提案者が用意すること。また、接続方法はHDMIケーブルとする。

(ウ) 最優秀提案者、次点提案者の選定

二次審査の結果は、令和8年12月中旬に電子メールで通知する。

9 契約の締結

- (1) 上記により最優秀提案者となった者を委託先候補とし、契約締結の協議を行い、委託契約を締結する。協議が不調の場合は、次点提案者と契約の締結協議を行う。
- (2) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。
なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書等の著作権は鹿児島県に帰属するものとする。
- (4) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (6) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (7) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

11 担当部署（提出先及び問合せ先）

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県教育委員会高校教育課高校振興係

TEL：099-286-5374（直通）

電子メールアドレス：kou-sinkou@pref.kagoshima.lg.jp

1 審査項目及び提案内容

審査項目	提案内容	配点		審査の視点
① 拠点校のマネジメント	ア 拠点校の取組をマネジメントするに当たり、発注者、拠点校、拠点校の伴走支援事業者とどのように連携を図り、取組状況を管理するか、打合せの方法・頻度など、支援体制を具体的に提案すること。	15 点	25 点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は具体的か。 ・積極的かつ有効的な提案か。 ・地元企業への配慮がなされているか。
	イ 拠点校の伴走支援事業者から提出されるスケジュールや実行計画、成果品などの検証をどのような体制で実施するか、改善に必要な情報の収集方法などを具体的に提案すること。	5 点		
	ウ 発注者が調達する設備や備品等について、発注者から提示される金額を踏まえ、どのようにコスト管理をするか、超過する場合の対応を含め具体的に提案すること。	5 点		
② 情報発信・関係機関との連携	ア 拠点校の取組・進捗状況を情報発信するため、これらをまとめた資料をどのように作成するか具体的に提案すること。	10 点	15 点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は具体的か。 ・積極的かつ有効的な提案か。
	イ 関係機関からの意見を拠点校の取組へ反映させる仕組みを具体的に提案すること。	5 点		
③ 拠点校の取組・成果の普及	ア 拠点校の伴走支援事業者からの成果品を踏まえ、高等学校等教育改革を県内へ波及させるための取組を具体的に提案すること。	15 点	30 点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は具体的か。 ・積極的かつ有効的な提案か。 ・県内教職員の業務負担軽減を考慮した提案か。
	イ 高等学校等教育改革を県内に普及させるための全県的な教職員研修の実施に当たり、研修の内容や頻度を具体的に提案すること。	15 点		
④ P D C A サイクルの運用	拠点校において P D C A サイクルを運用するための支援を、拠点校の伴走支援事業者と連携してどのように行うか具体的に提案すること。	10 点	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は具体的か。 ・積極的かつ有効的な提案か。
⑤ 高等学校教育改革実行計画に関する支援	高等学校教育改革実行計画の策定や計画に基づく取組を進めるに当たり、どのような支援を行うか具体的に提案すること。	10 点	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は具体的か。 ・積極的かつ有効的な提案か。
⑥ 価格点	見積書	10 点	10 点	
合計		100 点		

2 審査基準

(1) 企画提案書【90 点】

審査項目の提案内容毎に、次のA～Eで評価する。

評価	内容	評価点
A	優れている	各項目の配点×1.00
B	やや優れている	各項目の配点×0.75
C	通常	各項目の配点×0.50
D	やや劣っている	各項目の配点×0.25
E	劣っている	各項目の配点×0.00

(2) 見積書【10 点】

満点（10 点）× 提案価格のうち最低価格 ÷ 自社の提案価格

※ 小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てとする。

(様式1)

令和 年 月 日

(あて先) 鹿児島県教育委員会高校教育課高校振興係
E-mail : kou-sinkou@pref.kagoshima.lg.jp

質 問 票

高等学校等教育改革に係る伴走支援業務委託プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

※ 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。

※ 送信後、電話で着信を確認すること。

[連絡先] 住 所
商号又は名称
担当者所属
氏 名
電 話 番 号
メールアドレス

(様式2)

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

参加申込書

高等学校等教育改革に係る伴走支援業務委託プロポーザルに参加したいので申し込み
ます。

(添付書類)

- ・ 参加資格確認申請書 (様式3)
- ・ 事業者概要書 (様式4)
- 【共同企業体で参加の場合】
- ・ 共同企業体届出書兼委任状 (様式5)
- ・ 共同企業体協定書

[連絡先] 担当者所属

氏名

電話番号

メールアドレス

※ 共同企業体で参加する場合、「商号又は名称」は「共同企業体名称」及び「代表構
成員の商号又は名称」を記載し、「代表者氏名」は「代表構成員の代表者氏名」を記
載すること。

(様式3)

参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

高等学校等教育改革に係る伴走支援業務委託プロポーザルへの参加資格について、次のとおり事実と相違ないことを誓約します。

	参加資格要件	記入欄
1	法人格を有すること。	適 ・ 否
2	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。	適 ・ 否
3	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。	適 ・ 否
4	鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。	適 ・ 否
5	鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年生文第 197 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。 （次のいずれにも該当しない者） ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団であると認められる者。 イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事業所の代表者をいう。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等であると認められる者。 ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者。 エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者。 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者。 カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。 キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者。 ※ 本県の入札参加資格者登録名簿等に登載されていない者については、様式第 3 号（別紙）「暴力団排除措置に係る誓約書及び役員等名簿」を添付すること。	適 ・ 否

	参加資格要件	記入欄
6	宗教活動や政治活動を主たる目的としない者であること。	適 ・ 否
7	本業務の実施に関するノウハウを有し、かつ本業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。	適 ・ 否
8	<p>鹿児島県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。</p> <p>※ 本県の入札参加資格者登録名簿等に登載されていない者については、直近1年間の都道府県税に係る徴収金に滞納がないことの証明書、納税証明書「その3の3」（消費税及び地方消費税）の写しを添付すること。</p>	適 ・ 否

※ 共同企業体の場合は、全ての構成員がそれぞれ作成し、代表構成員がとりまとめて提出すること。

様式 3（別紙）暴力団排除措置に係る誓約書及び役員等名簿

（表）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

鹿児島県知事

殿

住 所

（ふりがな）

氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務

所の所在地、名称及び代表者の氏名

（注） 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。

2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(裏)

役員等名簿

【商号・名称】

令和 年 月 日現在

役 職 名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住 所
〔記入例〕 代表取締役	さつま たろう 薩 摩 太 郎	男	S33.3.3	鹿児島市鴨池新町10-1

(様式4)

事業者概要書

商号又は名称 (代表者職氏名)	()
所在地	
設立年月	
資本金	
社員数	
主要業務	

※ 会社概要等が分かるパンフレット等を添付すること。

※ 共同企業体の場合は、全ての構成員がそれぞれ作成し、代表構成員がとりまとめて提出すること。

(様式5)

共同企業体届出書兼委任状

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会教育長 殿

共同企業体名称
代表構成員
住所
商号又は名称
代表者 印
構成員
住所
商号又は名称
代表者 印
構成員
住所
商号又は名称
代表者 印

高等学校等教育改革に係る伴走支援業務委託プロポーザルに参加するため、以上のとおり共同企業体を結成し、以下の権限を代表構成員に委任します。

なお、代表構成員は各構成員をとりまとめ、公募型プロポーザル参加に係る一切の責任を負うとともに、受注者に選定された場合は、業務の遂行及びそれに伴う当共同体が負担する債務の履行に関し、一切の責任を負うものとします。

(委任事項)

- 1 公募型プロポーザルの参加申請に関する事項
- 2 契約の締結に関する事項
- 3 経費の請求受領に関する事項
- 4 その他応募に必要な事項

※ 構成員の欄を適宜追加し、全ての構成員を記載の上、提出すること。なお、同様式を構成員ごとに作成し、代表構成員がとりまとめて提出することも可とする。